

○榊葉町復興計画検討委員会設置要綱

(平成 23 年 10 月 1 日榊葉町訓令第 13 号)

(設置)

第1条 榊葉町復興対策本部設置要綱(平成 23 年榊葉町訓令第 12 号)第 5 条の規定に基づき、町民、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させた榊葉町復興計画(以下「復興計画」という。)を策定するため、榊葉町復興計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長へ報告する。

- (1) 榊葉町復興ビジョンに関すること。
- (2) 復興計画案に掲げる施策、事業に関すること。
- (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、復興計画案の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。
- 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、町長が召集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、災害対策本部復興班において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

檜葉町復興計画検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	学識経験者	松本 哲男	東京都市大学工学部教授
2	学識経験者	吉川 肇子	慶應義塾大学商学部教授
3	学識経験者	高木 竜輔	いわき明星大学人文学部准教授
4	学識経験者	澤田 雅浩	長岡造形大学造形学部准教授
5	学識経験者	永松 伸吾	関西大学社会安全学部准教授
6	学識経験者	近藤 邦彦	地域創造研究所代表
7	行政区	渡邊 正尉	行政区代表
8	行政区	山本 満	波倉行政区代表
9	行政区	梶原 貞二	前原行政区代表
10	行政区	山下 一夫	上繁岡行政区代表
11	行政機関	渡邊 司	教育委員長職務代理
12	消防団	柴田 浩光	消防団長
13	教育機関	矢内 賢太郎	中学校長（学校長代表）
14	公共的団体	松本 栄樹	ふたば農業協同組合檜葉支店長
15	公共的団体	渡邊 征	商工会会長
16	公共的団体	結城 浩二	商工会青年部
17	公共的団体	岩間 尊弥	中学校PTA会長
18	公共的団体	渡邊 啓	南小学校PTA会長
19	公共的団体	坂本 久美子	北小学校PTA会長
20	公共的団体	猪狩 慶彦	こども園保護者代表
21	公共的団体	渡邊 清	観光協会副会長
22	医療機関	土岐 高久	ときクリニック院長
23	民間企業	渡辺 康志	(株) 東邦銀行檜葉支店長
24	民間企業	高田 豊治	(株) 日本フットボールヴィレッジ 副社長

	区 分	氏 名	備 考
25	民間企業	芦口 智章	(株) 芦口石材店
26	民間企業	佐藤 晴一	(有) サンフレッシュならば代表
27	住民	加藤 大蔵	まちづくり工房21委員会委員長
28	住民	川嶋 仁子	人権擁護委員
29	住民	小沢 拓矢	平成23年成人式実行委員
30	住民	山内 美加	平成23年成人式実行委員
31	住民	山内 千春	
32	住民	古市 誠	
33	住民	柳下 優子	
34	住民	細山 道明	
35	住民	佐藤 悦美	
36	住民	梶原 活司	
37	住民	金子 美智子	
38	住民	朽久保 寿治	
39	住民	佐間田 信雄	
	オブザーバー	鈴木 茂雄	経済産業省資源エネルギー庁福島双葉地域担当 官事務所長
	オブザーバー	安齋 浩記	相双地方振興局企画商工部主幹兼副部長